

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年9月1日

京都府知事 西脇 隆俊

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業）	13隻	5トン以下	京都府与謝郡伊根町青島灯台から京都府舞鶴市博奕岬灯台を見通した線以南の京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年11月1日から令和7年11月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この許可の有効期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この許可又は起業の認可には、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件（別紙）を付すことがある。

別紙

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件

条 件	<p>(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。</p> <p>(2) 共同漁業権区域内においては、漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。</p> <p>(3) 水深 25 メートル以浅においては、操業してはならない（ただし、桃島と塔ヶ鼻を結んだ線以西の栗田湾及び黒崎と日置・里波見境界点を結んだ線以南の宮津湾を除く。）。</p> <p>(4) 次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線の内側においては操業してはならない。</p> <p>ア 北緯 35 度 37.69 分 東経 135 度 19.83 分の点</p> <p>イ 北緯 35 度 35.19 分 東経 135 度 19.83 分の点</p> <p>ウ 北緯 35 度 35.19 分 東経 135 度 17.33 分の点</p> <p>エ 北緯 35 度 37.69 分 東経 135 度 17.33 分の点</p>
-----	--